

資料①

下水道使用料改定(案)説明資料  
農業集落排水事業会計

佐賀県有田町

目標: 基準外の繰入金を減らし一般会計の負担を削減。料金収入を年間“4千8百万円”  
約850%に増額する事で達成。少しでも収支の均衡を図るために料金改定を行いたい。

## 下水道使用料改定理由及び概要

以前から現金収支がマイナスになっている。

- ①低水準で推移する使用料収入
- ②維持管理費の増
- ③低い経費回収率

(単位: 千円)

		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収支	収益的収入	75,782	87,522	92,510	34,539	33,635	32,769	31,655	30,298	28,960
	収益的支出	61,911	75,779	78,717	62,326	61,707	61,109	60,164	59,084	58,106
	純損益 (A)	13,871	11,743	13,793	-27,787	-28,072	-28,340	-28,509	-28,786	-29,146
資本的収支	資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的支出	34,150	30,959	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659	2,680
	差引	-34,150	-30,959	-30,385	-29,265	-16,967	-9,272	-2,732	-2,659	-2,680
内部留保資金等 資本収支 補填財源		34,150	30,959	30,385	29,265	16,967	9,272	2,732	2,659	2,680
内部留保資金		14,054	14,858	14,551	14,071	13,869	13,504	12,568	11,927	11,270
利益剰余金 処分必要額 (B)		20,096	16,101	15,834	15,194	3,098	-4,232	-9,836	-9,268	-8,590
繰越工事資金										
その他										
現金収支 (C) = (A) - (B)		-6,225	-4,358	-2,041	-42,981	-31,170	-24,108	-18,673	-19,518	-20,556
資金残高= 前年度資金残高 +当年度現金収支 (C)		19,694	15,336	13,295	-29,686	-60,856	-84,964	-103,637	-123,155	-143,711

※令和9年度より、収益的収入に一般会計からの基準外の繰入を行わなかった場合

※4千8百万円は、R9年度の現金収支により必要額としている。

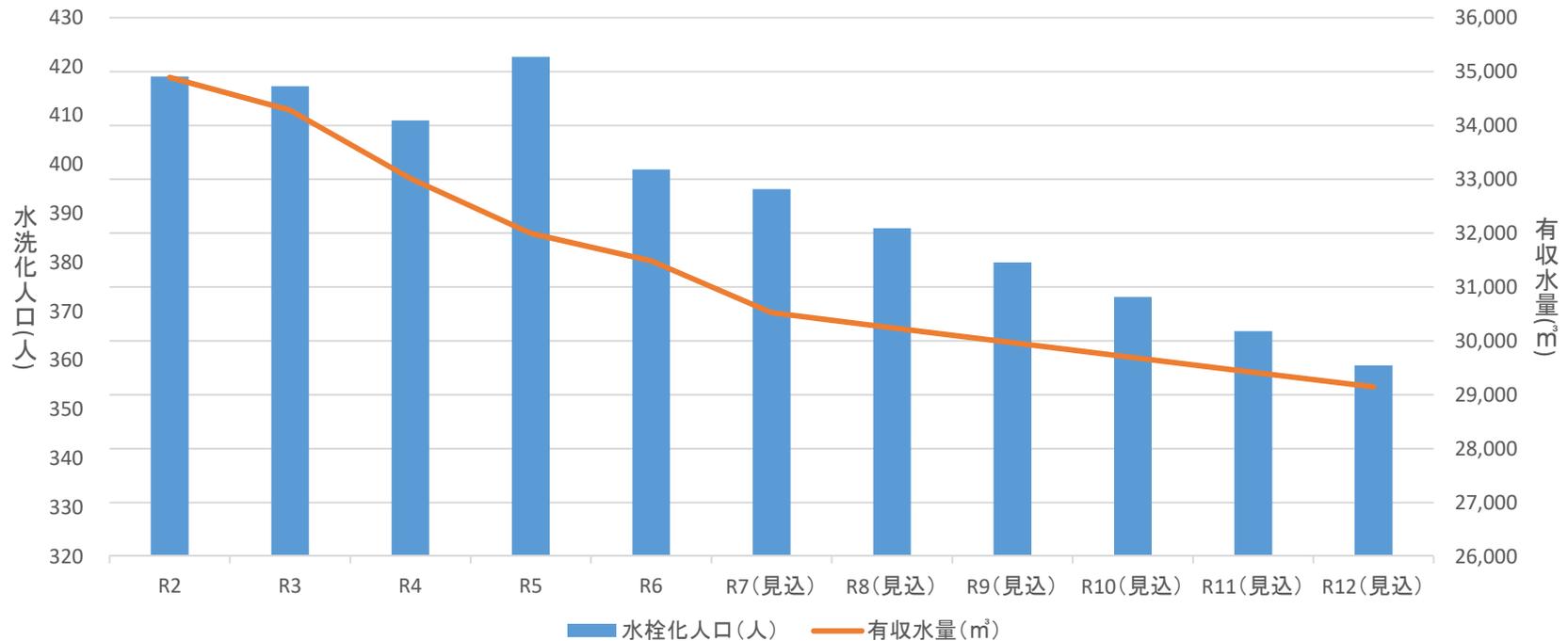
# ①低水準で推移する使用料収入

## 【主な要因】

- ◆少子高齢化に伴う人口の減少
- ◆節水型トイレ・家電の普及による一人当たりの使用水量の減少

※「有収水量」とは、処理した汚水のうち下水道使用料の対象となる水量を表す。

図1 有収水量・水洗化人口の推移



## ②維持管理費の増加

【牧地区処理施設】平成11年供用開始

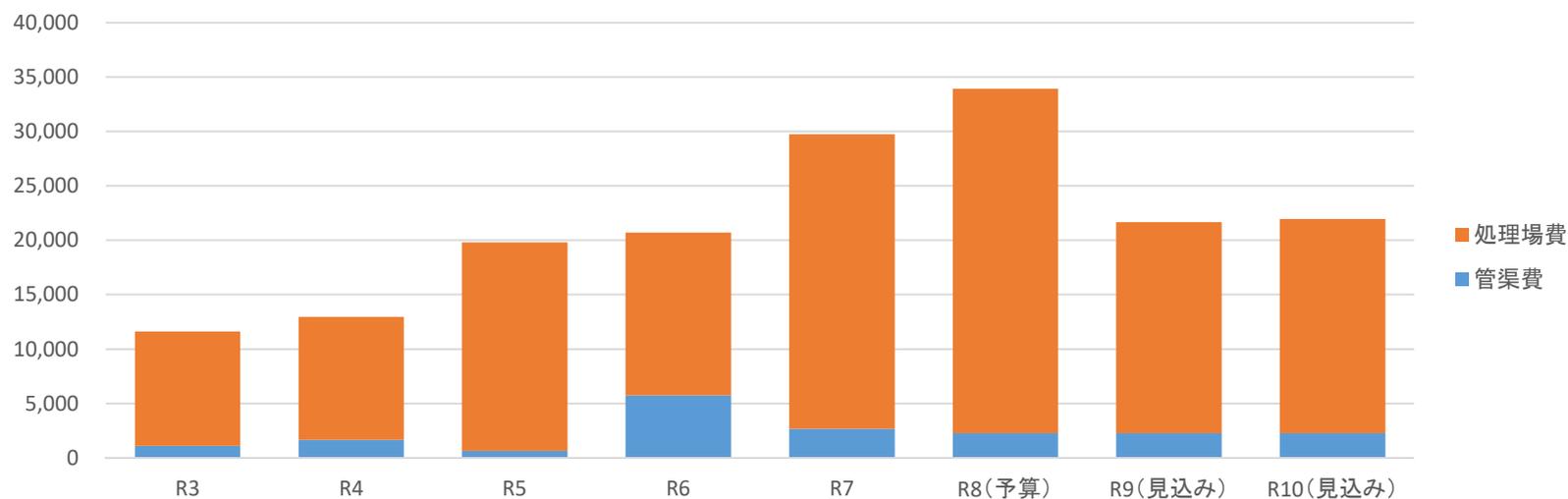
事業計画区域 8.2ha 管渠延長 約3.3km

【楠木原地区処理施設】平成12年供用開始

事業計画区域 21.1ha 管渠延長 約6.7km

◆増加要因:動力費、修繕費、点検調査委託料の変動

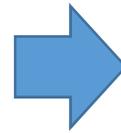
図2 維持管理費の推移



### ③低い経費回収率

【主な要因】

◆人口減少により、  
人口密度が減少



施設の更新・維持管理額  
に見合った使用料収入が  
確保できない

#### 【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}}$$

令和8年度末(見込み)における経費回収率・・・11.7%  
残り88.3%は一般会計からの基準外の繰入金等により賄う事となる。

## ○維持管理費のうち公費負担分(イ)

- ◆ 下水道の規制に関する経費 ※該当なし
- ◆ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費 ※該当なし
- ◆ 不明水の処理に要する経費 ※該当なし

## ○資本費のうち公費負担分(エ)

- ◆ 分流式下水道等に要する経費
- ◆ 高資本費対策に要する経費(供用開始30年未満の事業) ※該当なし
- ◆ 緊急下水道整備特定事業に要する経費 ※該当なし
- ◆ 下水道事業債(特例措置分・特別措置分)の償還に要する経費 ※該当なし

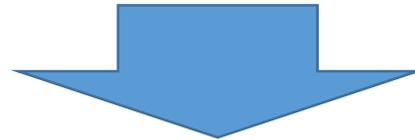
上記の(イ)及び(エ)については、交付税の対象となるため  
使用料対象経費から除外する。

## ○その他の補填制度 企業債借入(イ)

- ◆ 資本費平準化債・・・施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数との差により生じる資金不足を解消するとともに、整備当初における利用者の負担を軽減し、世代間の負担の公平を図るため借り入れる企業債 ※該当なし
- ◆ 特別措置分・・・資本費に対する交付税措置で、従来の公費負担割合による額と新たな公費負担割合(平成18年度～)による額との差額に対して借り入れが可能となる企業債 ※該当なし

## 有田町の下水道事業では・・・

- 収入不足分を一般会計からの繰入金(税金)で補てんしている状況
- 下水道の区域外の方々にも負担を求めることになるため、本来の「使用者負担の原則」から公平性を欠いている状況



本来の受益者負担の原則に基づき、下水道法第20条および浄化槽法第12条の14で定める適正な使用料の設定が必要となる。

図3 汚水処理経費・下水道使用料の推移

